

誓 約 書

年 月 日

ダムパークいばきたパークセンター

パークセンター長 様

団体名

住所

氏名

このたび、都市公園内施設使用及び行為・占用許可申請につきまして、申請が許可になりました時には下記の条件を遵守し、都市公園の管理に支障をきたさないよう十分留意いたしますとともに、万一指定管理者または第三者に損害を及ぼした場合には、すべて当方においてその賠償の責を負う事を誓約いたします。

記

1. 申請の趣旨以外の目的で公園を使用しないこと
2. 使用場所及びその周辺の清掃等を充分に行うこと。また発生するゴミ(糞尿の処理等も含む)は申請者の責任において処理すること
3. 自家用車及び自動二輪での来園者には、必ず公園内の駐車場を利用することとし、周辺道路に駐車しないこと
4. 公園の使用については、茨木市都市公園条例等の法規を遵守し、常に善良な使用者としての注意と責任をもって使用すること
5. 飼育動物類を持ち込む参加者に対しての安全管理の指導と啓発に努めること
6. PL 保険(生産物賠償責任保険)に加入していること
7. 飲食の販売においては営業に必要な各種許可・届出および資格を要していること
8. 公園の使用・行為による事故および近隣住民・来園者等からの苦情、トラブル・各種損害賠償については誠意をもって対処し、申請者の責任で解決すること
9. 申請者の責に帰する公園施設の汚損・物品の貸借物については、申請者において原状回復又は、その損害を賠償すること
10. 騒音等により他の来園者及び付近住民等に迷惑を掛けないよう配慮すること
11. 火気、危険物等の使用持ち込みに関しては、安全管理の指導と啓発に努めること
12. 天候及び施設等の事由により、係員から使用中止等の指示があった場合は、その指示に従うこと
13. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為でないこと
14. 大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者からの申請でないこと
15. 許可内容に違反した場合は、行為の事前及び行為中を問わず、許可を取り消す場合がある

茨木市都市公園条例(抜粋)

第3条 公園(別表第1に掲げる公園施設を除く。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(中央公園南広場にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - (2) 募金その他これに類する行為をすること。
 - (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (4) 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをすること。
 - (5) その他公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第4条 別表第1に掲げる公園施設を使用しようとする者は、市長(中央公園南広場にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、使用目的、使用期間、使用場所その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、前条第4項各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしないものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第5条 公園において、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 市長又は指定管理者が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 市長又は指定管理者が指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第15条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。
- (2) 第8条第2項の規定により、市長又は指定管理者が処分をし、又は必要な措置を命じたとき。
- (3) 使用開始前に使用許可の取り消しを申し出て、相当の理由があると認めるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき